平成２４年（フ）第２２号
栃木県真岡市さくら２丁目８番地１　ハミングハイツＡ棟101号
債務者　関亦　和一
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　峰明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第４２号
福井県勝山市遅羽町比島第33号１番地２
債務者　渥美　修次
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　奈奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８９号
大阪府貝塚市王子928番地42
債務者　烏野　三郎
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
大阪府泉南郡熊取町美熊台２丁目１番３―306号、前住所大阪府泉南郡熊取町大宮２丁目９番18号―101、前々住所大阪府阪南市下出92番地の12
債務者　石田　大典
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
兵庫県伊丹市大鹿５丁目66番地の１グランドコーポＫＴ102号
債務者　菊永　静夫
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３６号
兵庫県姫路市勝原区大谷129番地８
債務者　鹿庭　光寛
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６８号
兵庫県高砂市北浜町北脇65番地
債務者　高場　俊和
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９１号
大阪府泉南郡熊取町大宮１丁目１番27号
債務者　ユア・シセイドウ・ミナミこと　南　景英
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番１―506号、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋197番地の４
債務者　和田　　学
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目22番15号
債務者　竹下　一幸
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３９号
愛知県みよし市打越町山伏33番地１　雇用促進住宅４棟301号
債務者　元吉　修一
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
愛知県豊田市神田町２丁目５番地６　ファンタジアＴ’Ｓ203号
債務者　和田　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
愛知県豊田市小坂本町５丁目８番地２　藤ビル403号
債務者　前田　智代（旧姓漁）
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
奈良県橿原市小槻町349番地の２　グリーンピアⅢ201
債務者　岡本　勝美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
奈良県磯城郡田原本町大字笠形208番地　県営住宅４―11
債務者　阪口建築こと　阪口　二郎
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
奈良県高市郡明日香村大字檜前200番地の24
債務者　石井　　旭
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
奈良県橿原市石川町573―１、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝710番地
債務者　西山　富子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係